

「一般健康食品における機能性表示に係る検討」に対する意見

2013年12月20日

一般社団法人全国消費者団体連絡会  
事務局長 河野 康子

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)及び日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、いわゆる健康食品と農林水産物に関して、企業等の責任において機能性を表示できる新たな制度を設けることについて、2013年度に検討を開始し14年度中に実施することとなっております。成長戦略の一環として規制改革実施計画に盛り込まれた今回の方針に対して、全国消団連では、科学的根拠の不十分な「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」に対して拙速な制度の検討には反対の立場をとってまいりました。

現在日本で機能性を表示できるのは、栄養機能食品と特定保健用食品(トクホ)があり、栄養機能食品は、ビタミン・ミネラルなど計17種類について国の基準を満たす量を含んでいる食品がその成分の健康機能を表示できます。トクホは、科学的根拠に基づき健康機能があると認められた商品が、「おなかの調子を整える」といった表示をする制度で、商品ごとに審査を行い消費者庁が許可するというものです。

既存の制度に加えて考え方の異なる仕組みが並行することになれば消費者にとっては大変分かり難く、さらに、科学的根拠が不確かなものに表示を許せば市場は混乱し、消費者被害を拡大することにもなります。政府においては、安全性を担保し、科学的根拠をもった表示制度という観点から政策検討をすすめ、根拠も不十分なままに体験談等による“健康増進に寄与するかのようイメージ”だけで流通している「いわゆる健康食品」について整理する機会にさせていただきたいと考えます。

機能性表示の問題は、含有成分だけではその機能性(有効性)や安全性を判断することは困難です。また、個々の製品ごとに品質や安全性も違っていて、消費者にとっては混乱するところです。健康維持向上には「休息・適度な運動・栄養」が一番大事であり、さらにバランスよくいろいろなものを食べることが肝要です。今回、表示制度が作られますが、まず私たち消費者自身がこうした食品を利用する際には「何が自分に合うのか、どのくらいの必要性があるのか」など真剣に考えて情報を収集したり、専門家等に相談しながら適するものを選ぶという姿勢も必要だと考えます。

この度、消費者庁において、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」が開かれるにあたり、①安全性確保の在り方②科学的根拠の考え方③誤認のない表示の方法の在り方など、今回の検討課題として挙げられている各項目や、届け出等監視指導方法などについて、慎重に審議を重ねることで、現在無秩序に販売されている健康食品に対して、消費者が正しく判断し選択できるような表示制度の確立を望みます。